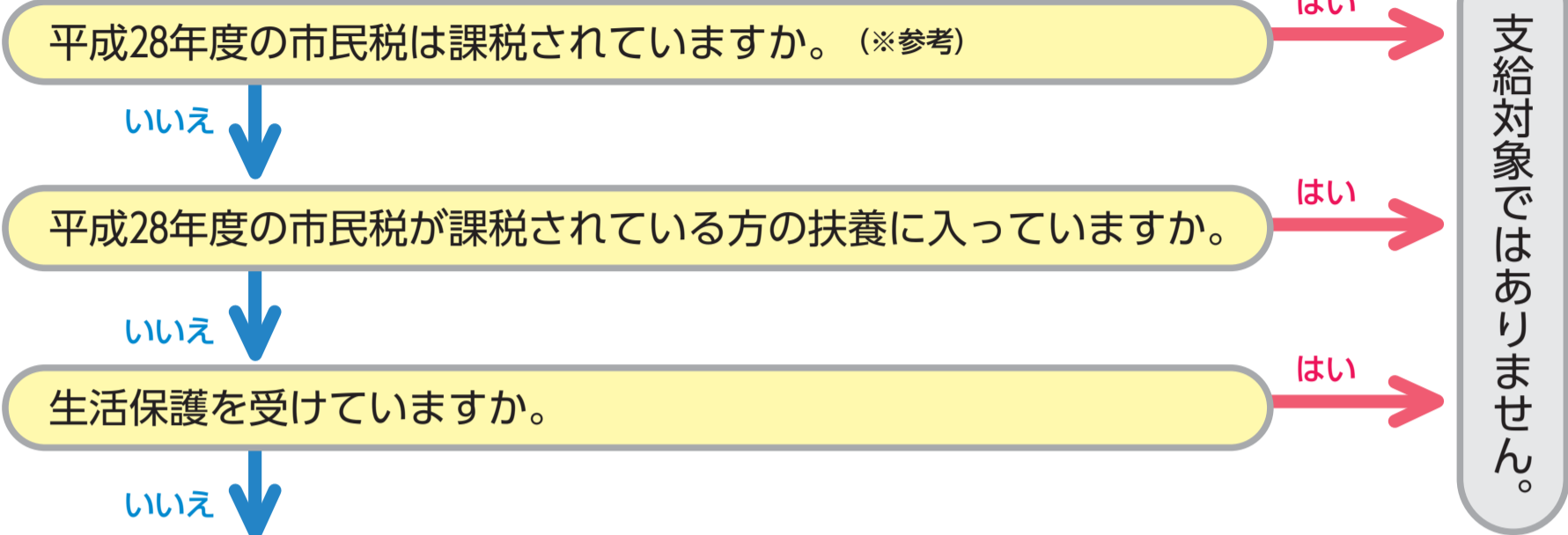


支給対象者診断チャート

●平成28年1月1日（基準日）に小平市に住民登録がある方が対象となります。

スタート



臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象となる可能性があります。

※参考

市民税が課税されない所得水準の目安

給与所得者	
扶養親族等の数	給与収入額の目安
0人	100万円以下
1人	156万円以下
2人	206万円未満
3人	256万円未満

公的年金等受給者		
区分	年金収入額の目安	
単身	65歳以上	155万円以下
	65歳未満	105万円以下
夫婦	65歳以上	211万円以下
	65歳未満	171.3万円以下

臨時受付窓口を開設

郵送による申請のほかに、窓口でも受け付けます。

- とき**
4月26日(水)～8月31日(木)
(土曜・日曜日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
- ところ** 市役所5階503会議室

※東部・西部出張所、動く市役所では受け付けできません。
※開設当初は非常に混み合うことが予想されますのでご了承ください。



問合せ先

- 申請方法について**
小平市臨時福祉給付金コールセンター
☎042(346)9645
- 制度について**
厚生労働省給付金専用ダイヤル
☎0570(037)192



「臨時福祉給付金」を装う振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

市町村や厚生労働省をかたった不審な電話や郵便があった場合は、警察署(または警察相談専用電話[#9110])へご連絡ください。